

1 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の趣旨

ひとり親家庭等自立促進計画は、地域の実情に応じて、ひとり親家庭等への子育て・生活支援、就労支援、養育費確保、経済的支援等の施策が総合的に推進されるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき都道府県等が策定する計画です。

ひとり親家庭等は、安定的な雇用と収入の確保、子育てと仕事の両立などの様々な課題を抱えており、総合的な支援が必要となっています。本県では、平成17年度から「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」、平成22年度からは「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭等の支援に取り組んできました。

ひとり親家庭の現状、さらには平成26年10月に改正された母子及び父子並びに寡婦福祉法による父子家庭に対する支援の拡充や平成26年8月に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」の内容をふまえ、平成27年度から平成31年度の5年間の計画期間とする「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定します。

※「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいい、「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭と寡婦をいいます。

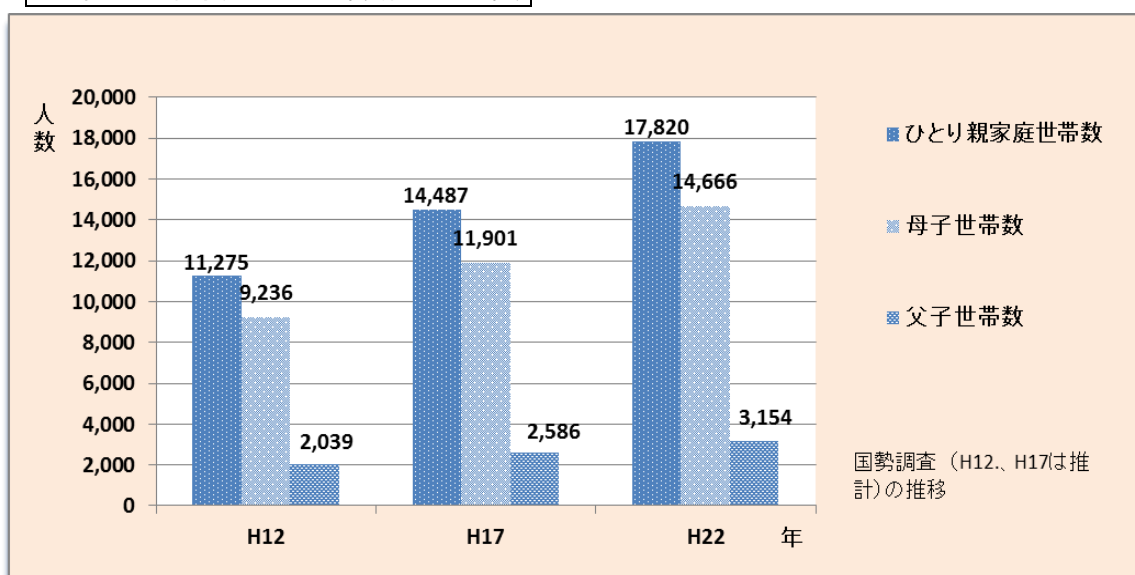
2 三重県のひとり親家庭の状況

(1) ひとり親家庭の世帯数

本県のひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数は、母子世帯及び父子世帯ともに増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯となっています。平成12年から平成22年の間で、母子世帯は58.8%、父子世帯は54.7%の増加となっています。

また、平成22年国勢調査によると、20歳未満の世帯員がいる世帯は185,575世帯となっており、平成22年の母子世帯の割合は7.9%、父子世帯の割合は1.7%、ひとり親世帯全体では9.6%の割合となっています。

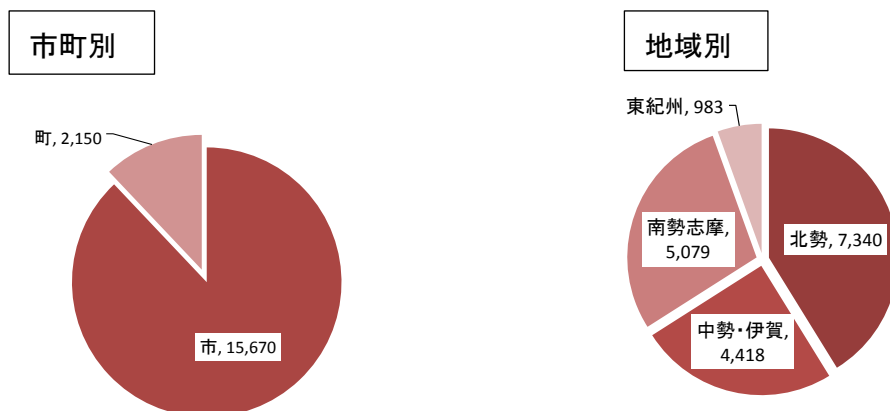
三重県ひとり親家庭（他の世帯員含む）世帯数



(2) ひとり親家庭の地域別世帯数

本県の市町別のひとり親家庭世帯数は、市が 15,670 世帯、町が 2,150 世帯で、市は全体の 88%を占めています。また、地域別では、北勢が 7,340 世帯、南勢志摩が 5,079 世帯、中勢・伊賀が 4,418 世帯、東紀州が 983 世帯となっています。

なお、地域ごとの総世帯数に占めるひとり親世帯の割合は、北勢 2.3%、中勢・伊賀 2.5%、南勢志摩 2.9%、東紀州 2.8%となっています。



平成 22 年国勢調査結果

北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町

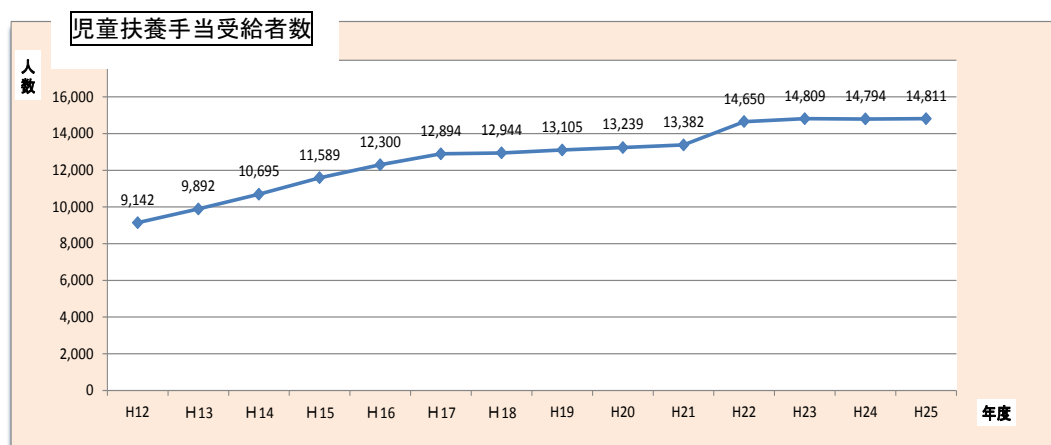
中勢・伊賀：津市、名張市、伊賀市

南勢志摩：伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町

東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(3) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者は、平成 22 年 8 月から支給対象が父子家庭にも拡大されたこともあり、大幅に増加しています。平成 25 年度の受給者は 14,811 人で、平成 12 年度からの 13 年間で 5,669 人、62%の増加となっています。



3 第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画支援施策の取組状況

「第二期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（平成22年度～平成26年度）」（以下「第二期計画」という。）では、ひとり親家庭等の自立を促進するため、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知・相談機能の充実」の4つの施策を掲げて施策を推進してきました。計画期間中の主な取組状況とその実績は次のとおりです。

（1）安定的な収入を得る就業のための支援

① 能力開発への支援

厳しい経済状況の中、安定的な職業を得るため、自己の能力開発を行う父母に対して、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金を支給しています。

高等職業訓練促進給付金については、平成25年度から、国の制度が基金事業から国補事業に変更され、給付金の支給期間の短縮や給付額の減額がなされたこと等を背景に、県及び市ともに減少傾向となっています。

高等職業訓練促進給付金対象件数等

単位：件数、千円

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
件数合計		152	207	173	124
県分（県福祉事務所）		19	26	22	13
市分（市町福祉事務所）		133	181	151	111
県分予算額		21,666	30,731	27,671	15,593

高等職業訓練促進給付金修業修了者

単位：人

区分	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合計		38 (35)	56 (55)	81 (74)	54 (44)
県分（県福祉事務所）		10 (9)	6 (6)	12 (12)	6 (6)
市分（市町福祉事務所）		28 (26)	50 (49)	69 (62)	48 (38)

（ ）は修業修了者のうち常勤

② 就業、就労等に関する相談

県は指定管理事業として三重県母子寡婦福祉連合会に委託し、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）を設置・運営しています。同センターにおいては、就業、就労等に関する相談や養育費等に関する専門相談に応じています。また、就業に必要なパソコン等の研修を実施する技能習得講習会を開催しています。

就業相談、生活相談ともに増加しています。

単位：件数

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
就業相談		118	10	58	65
生活相談		94	99	107	135
専門相談（弁護士相談）		4	8	2	16
技能習得講習会		44	71	31	26

また、同センターでは、職業紹介を実施しています。求人件数、求職件数ともに低い数字となっています。

単位：件数

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
新規求人件数		1	0	5	9
新規求職件数		37	11	11	11
成立件数		14	8	10	8

(2) 子育てと生活のための支援

① ひとり親家庭等日常生活支援事業

県では、ひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣し、一時的な生活援助、保育サービスなどの援助を行う日常生活支援事業を実施しています。

財政上の制約等により、派遣回数、派遣時間数ともに減少しています。

単位：回、時間、千円

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
派遣延べ回数（回）		266	243	144	115
派遣時間数（時間）		897	1,085	795	678
予算額（千円）		1,913	1,705	1,449	990

② ひとり親家庭情報交換会

母子・父子関係団体による、孤立しがちなひとり親家庭同士が悩みの相談や情報交換を行い交流を深めるひとり親家庭情報交換会の開催を支援しています。

実施地域が広がり、参加者も増加しています。

単位：人、箇所

区分	年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
参加者数		44	36	121	292
実施箇所数		1	1	4	8

(3) 経済的な安定のための支援

① 児童扶養手当受給者数

市町福祉事務所又は県（市町福祉事務所のない町分）の認定のもと、ひとり親家庭に対して、所得に応じて児童扶養手当を支給しています。

受給者数は、平成22年に父子家庭への支給対象拡大により大幅に増加した後、横ばい傾向にあります。

単位：人、%

区分 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
三重県受給者数（A）	14,650	14,809	14,794	14,811
全国受給者数（B）	1,055,181	1,070,211	1,083,317	1,075,336
（A）／（B）	1.39%	1.38%	1.37%	1.38%

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの就学等を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度を実施しています。

貸付件数は、平成23年度をピークとして減少していますが、1件あたりの平均貸付額は、平成22年度が約593千円、平成25年度が約651千円と増加しています。

単位：件数、千円

区分 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
貸付件数	589	617	563	513
総貸付額（千円）	349,180	365,369	345,561	333,893
平均貸付額（千円）	593	592	614	651

(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実

県及び市町の福祉事務所では、母子・父子自立支援員等が各種相談に応じています。相談件数は、母子世帯で年間8千～1万件となっています。父子世帯の相談件数は全体の1%～2%と大変少ない状況です。

各福祉事務所相談件数					単位：件数
項目	年度	平成22	平成23	平成24	平成25
母子	生活一般（資格取得・職業訓練等）	3,024	2,153	2,713	2,479
	児童（養育、教育等）	708	559	926	741
	経済的支援（貸付金、手当等）	6,609	5,653	5,045	4,744
	その他	106	207	294	47
	計	10,447	8,572	8,978	8,011

項目		年度	平成22	平成23	平成24	平成25
父子	生活一般(資格取得・職業訓練等)		27	32	65	70
	児童(養育、教育等)		40	54	99	89
	経済的支援(貸付金、手当等)		65	9	21	7
	その他		0	0	0	3
	計		132	95	185	169
合計			10,579	8,667	9,163	8,180

4 三重県ひとり親家庭等実態調査の実施

第三期計画の策定にあたり、県内のひとり親家庭等の現状を把握するため、次のとおり実態調査を実施しました。

平成26年7月1日時点で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、母子寡婦福祉資金を貸付中の方300名、児童扶養手当を受給中(県決定)の方400名及び母子寡婦福祉連合会会員から抽出した316名の計1,016名の方に「三重県ひとり親家庭等実態調査票」を配付し、391人の方から回答を得ました。

(回答率 38.5%)

区分	配布数	回答数	回収率
母子家庭	865	320	37.0%
父子家庭	106	34	32.1%
寡婦	45	37	82.2%
計	1,016	391	38.5%

調査結果について、就労等の状況、住まいの状況、養育費等の状況、子どもについての悩み、相談、子どもの最終進学目標、充実が望まれる施策の7項目ごとに全国の状況とも比較して、本県の状況を分析しました。

調査結果・分析は別添のとおりです。

5 課題

第三期計画の策定に向け、第二期計画の支援施策の取組状況や平成26年7月に実施した「三重県ひとり親家庭等実態調査」の結果からわかった課題は、次のとおりです。

(1) 安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題

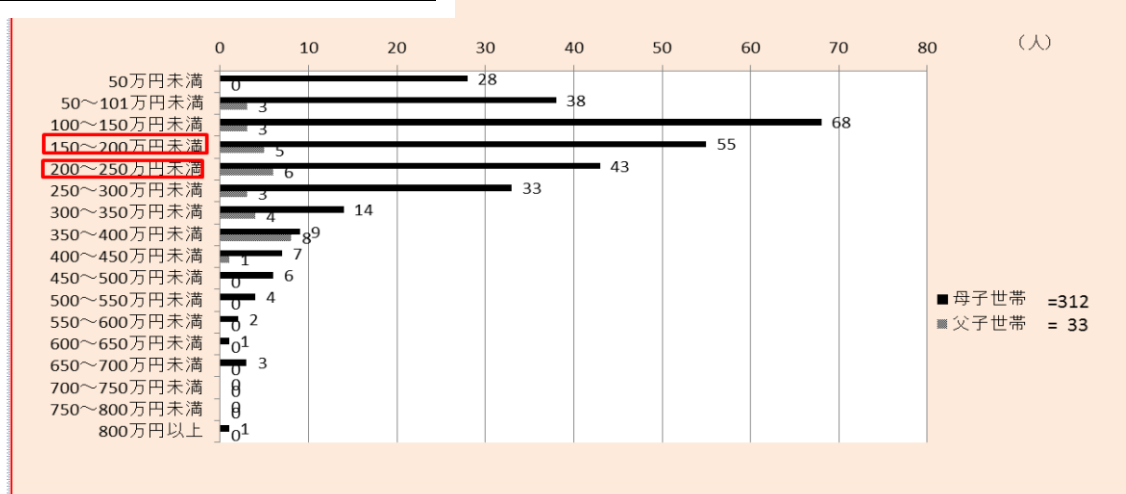
ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあり、特に、母子家庭の母は、約8割が就労しており、ひとり親となったことを理由に転職をした割合が約6割と高い中で、就労収入は200万円未満が約6割と依然として少ない状況です。

また、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）の相談件数は増加傾向にありますが、近隣府県に比べると、職業紹介での求人件数、求職件数はともに低い数字となっています。

このため、三重県母子・父子福祉センターでの就労支援を強化するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、また、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくことが必要です。

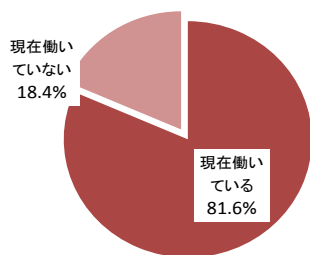
さらに、安定した就業のための能力開発への支援を行ってきましたが、高等職業訓練促進給付金については、平成25年度から、制度改正によって給付金の支給期間の短縮や給付額の減額がなされたこと等を背景に、利用者が減少傾向となっており、国への制度拡充の働きかけが必要です。

三重県ひとり親世帯の就労収入の状況



- ・ 母子世帯の就労収入は、「150～200万円未満」が全体の中央に位置する回答である「中央値」となり、200万円未満が全体の6割となっています。また、平成23年全国母子世帯等実態調査（以下「全国調査」という。）の母子世帯の平均額は181万円となっています。父子世帯は、「200～250万円未満」が中央値となっています。全国調査の平均額は360万円となっています。

三重県母子世帯の就業状況



・三重県ひとり親世帯となったことを理由に転職

母子世帯：61.4%（全国 47.7%）
 父子世帯：28.5%（全国 24.0%）

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査、平成23年全国母子世帯等実態調査】

(2) 子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

また、子どもの病気等で一時的に支援が必要となるような場合、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業のような取組が必要です。しかし、同事業は財政上の制約等により、派遣回数、派遣時間数ともに減少しており、ニーズに沿ったサービスが提供できるよう支援の仕組みを整備する必要があります。

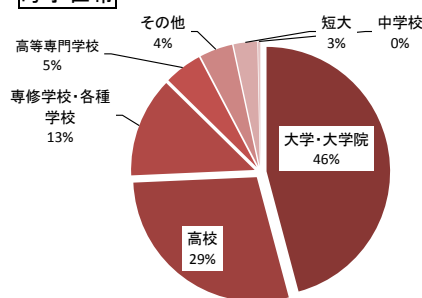
さらに、多くの悩みを抱えているひとり親家庭も多く、ひとり親家庭情報交換会等による交流も必要です。同情報交換会では、最近は父子家庭の参加もあり、父子家庭同士の交流も深まっています。

一方、子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多いですが、進学することがかなわない場合もあり、一層の支援が求められます。

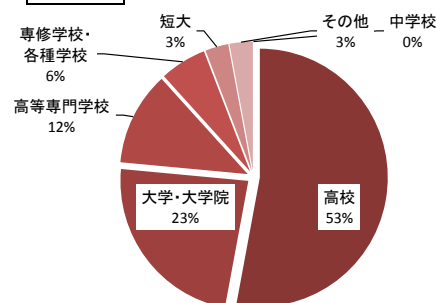
また、子どもが将来の可能性を引き出せるよう、ひとり親家庭等に対する学習支援の仕組みづくりが必要です。

○三重県ひとり親世帯子どもの最終進学目標

母子世帯

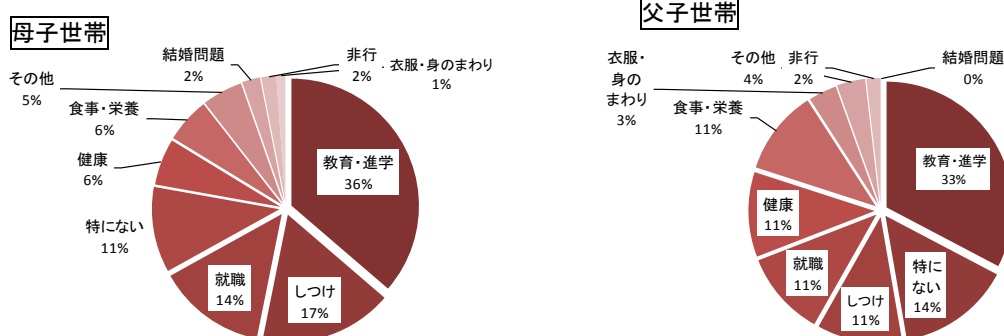


父子世帯



- ・母子世帯は、「大学・大学院」が、父子世帯は、「高校」が一番多くなっています。
- ・【全国子どもの最終進学目標】 母子世帯 大学・大学院 38.5%、父子世帯 高校 37.4%

○三重県子どもについての悩み



・子どもについての悩みでは、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が1位となっています。全国調査結果においても「教育・進学」が1位となっています。上位には、「しつけ」、「就職」が入っています。父子世帯では、「健康」「食事・栄養」の割合が、母子世帯と比べ高くなっています。

- ・【全国子どもについての悩み】 母子世帯 ①教育・進学 56.1% ②しつけ 15.6%
- 父子世帯 ①教育・進学 51.8% ②しつけ 16.5%

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査、平成23年全国母子世帯等実態調査】

(3) 経済的な安定のための支援に関する課題

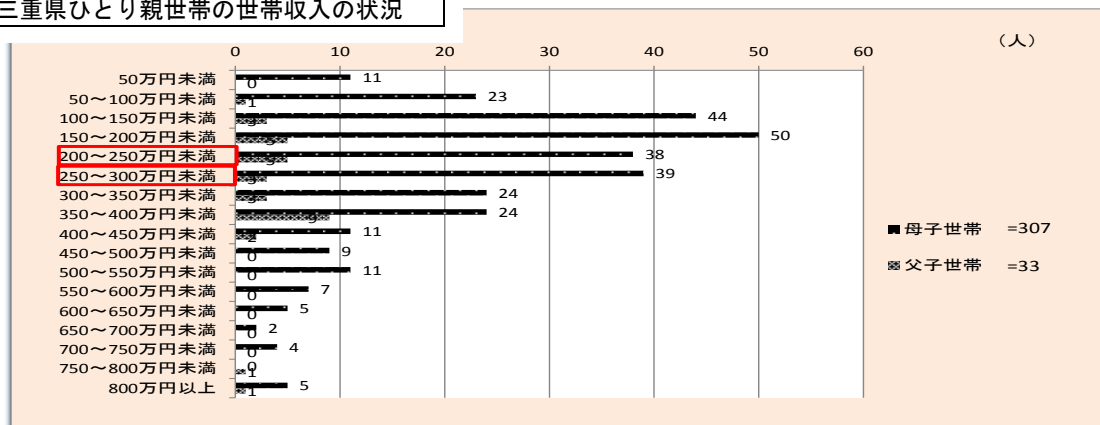
ひとり親家庭の世帯収入は、母子世帯で250万円未満、父子世帯で300万円未満が全体の過半数を占めており、ひとり親家庭の世帯収入は依然として少なく、経済的に厳しい状況です。

このため、引き続き児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、医療費の一部助成など、家計に対する直接的な支援が必要です。

また、8割以上のひとり親家庭の父母が就労している中で、ひとりで仕事と子育てを担っているひとり親家庭にとって、放課後児童クラブのニーズが高く、優先利用などの支援が必要となっています。

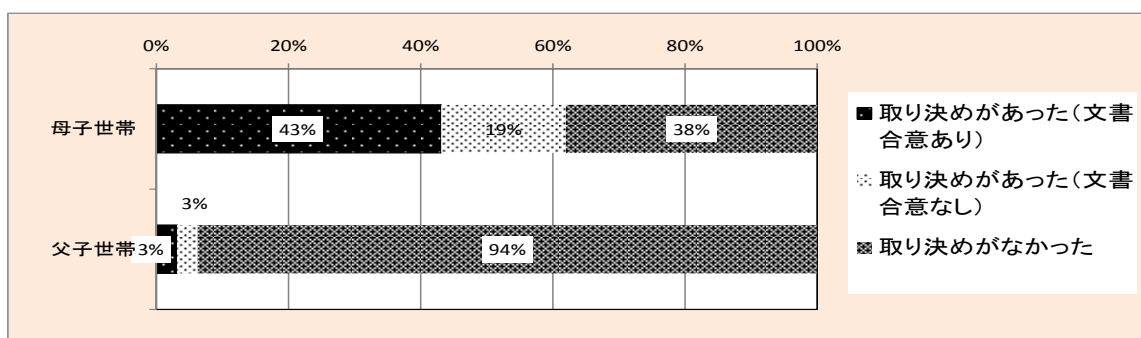
一方、養育費の取り決めは、全国調査結果に比べて、比較的多く取り決められています。しかし、実際に養育費を受給する割合は低い状況にあり、養育費を取り決め、確実な取得につなげる必要があります。

三重県ひとり親世帯の世帯収入の状況



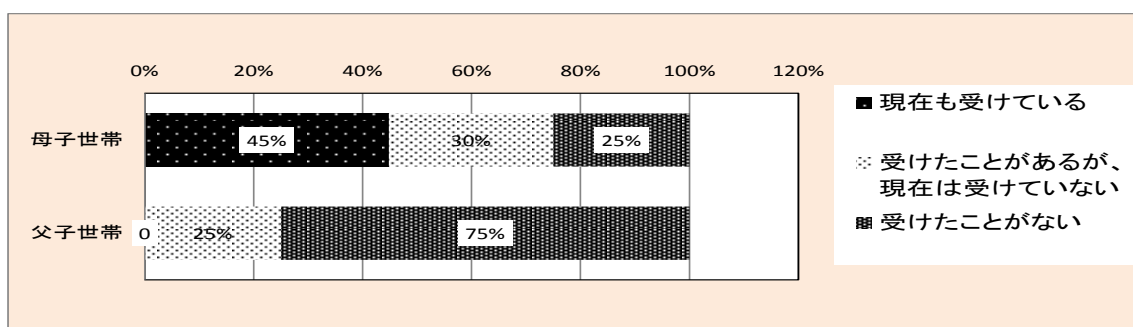
・母子世帯の世帯収入は、「200～250 万円未満」が全体の中央に位置する回答である「中央値」となり、250 万円未満が全体の過半数を占めています。父子世帯は、「250～300 万円未満」が中央値となっています。

○三重県養育費の取り決め率



・養育費の取り決め率は、母子世帯では「文書合意なし」も含めて、62.0%が取り決めをしています。全国調査結果では 37.7%となっており、取り決め率は大幅に高くなっています。

○三重県養育費の受給状況



・養育費の取り決めをした方のうち、現在受給している割合は、母子世帯で 45.0%と全国調査結果の 19.7%より高くなっています。

【平成 26 年三重県ひとり親家庭等実態調査、平成 23 年全国母子世帯等実態調査】

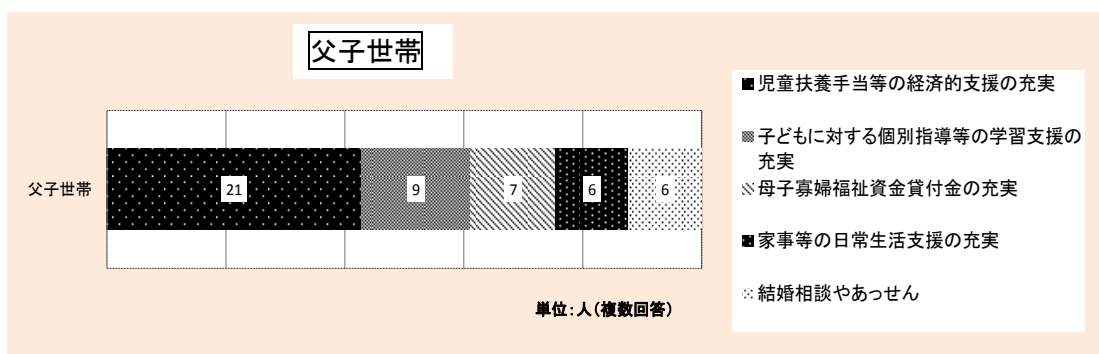
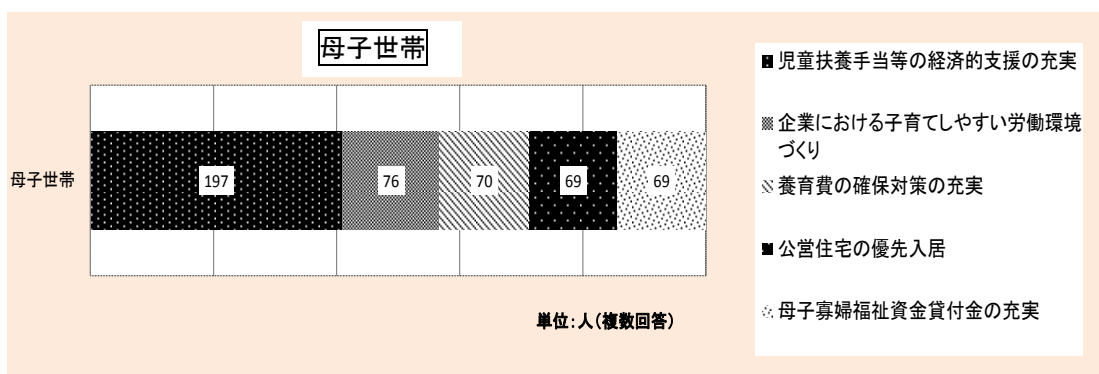
(4) 各種支援制度の周知・相談機能の充実に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたり、また、父子家庭は、4人に1人が「相談相手がない」状況にあります。このため、福祉事務所や三重県母子・父子福祉センターなどでの相談機能が充実するよう、相談員への研修の充実を図っていく必要があります。

また、各種支援制度がひとり親家庭に認知されていない実態があることから、平成26年10月から新たに貸付金対象となった父子家庭をはじめ、ひとり親家庭全般に対して、各種支援制度の周知を図っていくことなどがが必要です。

さらに、民生委員・児童委員やNPO団体などの関係団体等との連携も必要です。

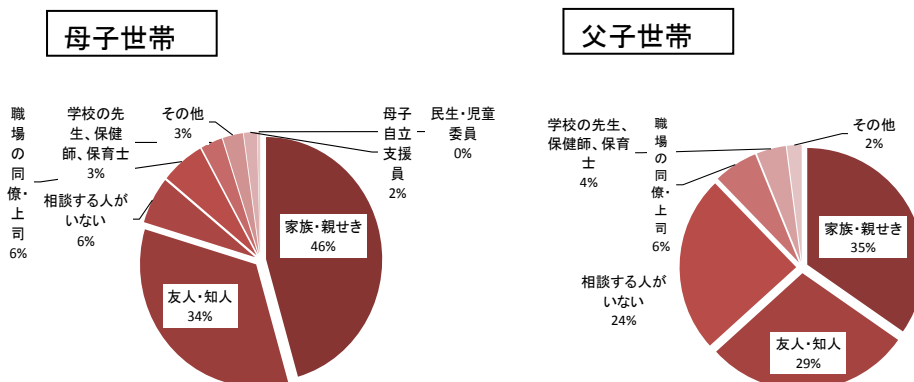
○三重県ひとり親家庭の充実が望まれる施策



- 母子世帯、父子世帯ともに、児童扶養手当等の経済的支援の充実が一番多くなりました。母子世帯では、企業における子育てしやすい労働環境づくりが2番目、養育費の確保対策の充実が3番目となりました。父子世帯では、子どもに対する個別指導等の学習支援の充実が2番目、3番目は、平成26年10月から拡大された母子父子寡婦福祉資金貸付金の充実でした。

【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

○相談相手

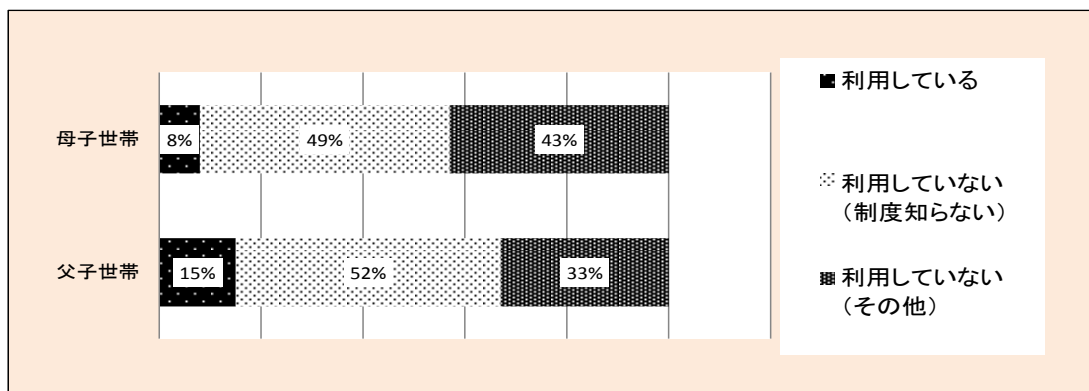


・母子世帯、父子世帯ともに、「家族・親せき」、「友人・知人」が上位に入りました。父子世帯では、「相談相手なし」とした割合が24%と、母子世帯に比べ高くなっています。

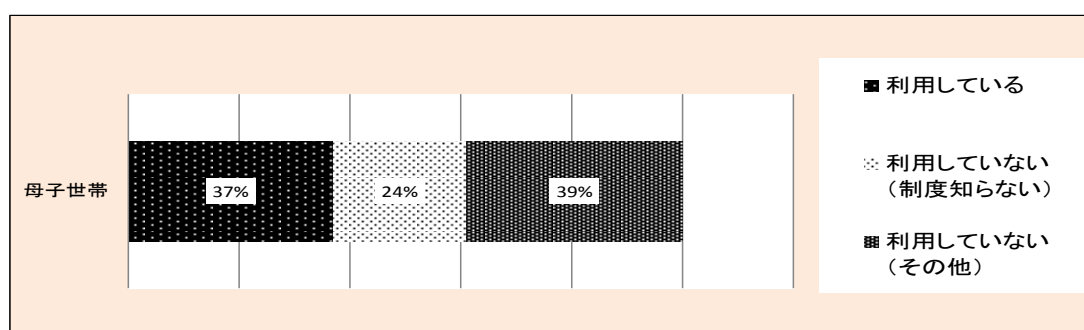
【平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査】

○三重県の支援施策の利用状況

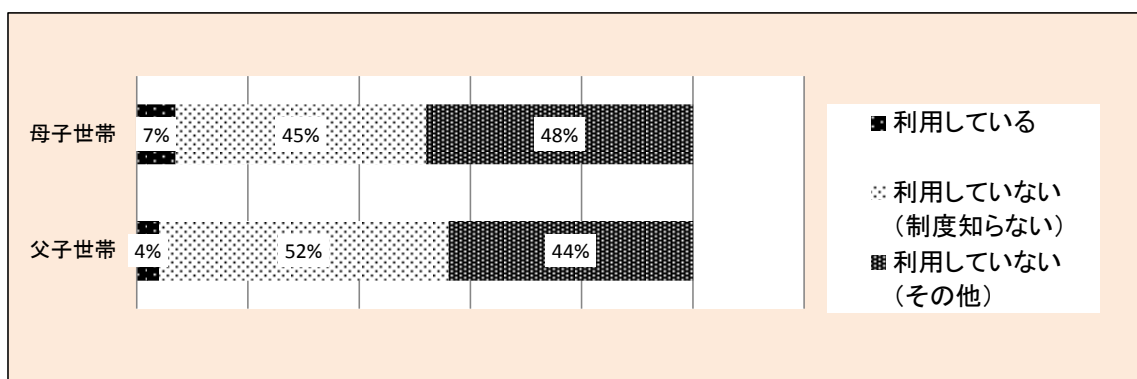
ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用状況



母子父子寡婦福祉資金貸付金の利用状況



三重県母子・父子福祉センターの利用状況



・ひとり親家庭等日常生活支援事業及び母子・父子福祉センターの利用状況は、母子世帯で 10%未
満であり、低くなっています。

【平成 26 年三重県ひとり親家庭等実態調査】

6 基本理念と6つの取組の柱

(1) 計画の基本理念と全体目標

子育てと仕事をひとりで担っているひとり親家庭等の現状と課題をふまえ、次のとおり基本理念を定めるとともに、全体目標を設定します。

・計画の基本理念

『すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。』

『すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができる』とは、すべての母子父子家庭の父母や寡婦が、必要な支援を受けられ、安定した雇用と収入が確保され、安心して子育てや生活ができる状態であることをあらわしています。

また、『子どもたちが夢と希望をもって成長できる』とは、家庭の安定が図られ、学習環境を整えることにより、子どもたちが将来の夢や希望をもって成長できる状態であることをあらわしています。

・計画の全体目標

母子世帯の年間世帯収入額

ひとり親家庭の世帯の82%を占め、父子や寡婦に比べて世帯収入も少ない母子家庭の母が自立し、安心して子育てと生活ができるためには、基盤となる世帯収入の増加が必要です。

母子世帯の年間世帯収入額の中央値（現状値）は、「200～250万円未満」の階層となっており、ひとり親家庭等にかかる施策の推進によって、中央値をまず5年間で1階層あげることが、計画の目標とします。

計画の全体目標	現状値	平成31年度目標
母子世帯の年間世帯収入額 (中央値の階層)	200～250万円未満	250～300万円未満

※現状値は、平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査での集計結果（全回答数307名）で、母子世帯の年間世帯収入額の中央値です。年間世帯収入額とは、就労収入のほか、養育費、手当等を含めた世帯の総収入額です。

(2) 6つの取組の柱及び取組目標

第二期計画では、「安定的な収入を得る就業のための支援」「子育てと生活のための支援」「経済的な安定のための支援」「各種支援制度の周知と相談機能の充実」

の4つの支援施策を掲げて取組を推進してきましたが、本県の母子世帯では、8割を超える母が就業しているものの、就労収入200万円未満の方が約6割となっている等、依然として厳しい状況が続いています。

また、子育てに関する悩みは、「教育・進学」が一番多くなっています。平成26年1月には貧困の世代間連鎖の解消につなげることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。法律に基づいて、子どもに対する学習支援等の取組の強化を図る必要があります。

一方、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正によって、父子家庭への支援の拡充が図られましたが、「相談相手がいない」などの課題を抱える父子家庭も多く、きめ細かな対応が望まれています。

こうしたことから、第二期計画の4つの支援施策について、引き続き充実を図っていくとともに、新たな社会情勢の変化もふまえ、第三期計画においては、「子どもへの学習支援」、「父子家庭に対する支援の充実」を新たに取組の柱に加え、6つの取組の柱を基本として取組を進めます。

6つの取組の柱すべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

① 親への就業支援

ひとり親の就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

【具体的な取組】

ア 就業相談・職業紹介

(三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)による雇用促進)

- ・ 県が設置する三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談に応じるとともに、求職者の登録、求人企業の登録等職業紹介事業により、就業を支援します。

また、同センターにおいて、休日においても対応できる相談窓口の設置の整備を進めるとともに、県の非常勤職員の求人情報の提供を行う等、ひとり親家庭の父母の雇用を推進します。

(企業への働きかけ)

- ・ 企業に対して、ひとり親家庭の父母の雇用について理解を求めるとともに、「男女共同参画社会の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「格差の改善」を図ります。

また、三重県母子・父子福祉センター(母子家庭等就業・自立支援センター)において、ジョブカードの普及啓発を図ります。

- ・ ひとり親家庭の父母を雇用する事業主が活用できる「特定求職者雇用開発助

成金」「トライアル雇用奨励金」及び「キャリアアップ助成金の加算」の周知を三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において進めていきます。

（母子・父子福祉団体等受注機会拡大）

- ・ 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、行政からの委託業務等、母子・父子福祉団体等に対する受注機会の拡大を図っていきます。

（母子・父子自立支援プログラム策定事業）

- ・ 各福祉事務所における母子・父子自立支援プログラム策定事業について、県福祉事務所で実施するとともに、各市町福祉事務所への働きかけを行います。

イ 資格や技術取得の支援

（高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給）

- ・ 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の父母の能力開発を行い、就業を支援します。

（就業支援講習会）

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）で就業に必要なパソコン等の研修を実施します。

数値目標	現状値	平成 27 年度目標	平成 31 年度目標
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）就業実績件数	8 件 ※ 1	20 件	40 件
高等職業訓練促進給付金受給者（資格取得者に限る）のうち常勤雇用となった者の割合	79% ※ 2	82%	90%

※ 1 現状値は、平成 25 年度の三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、就業相談を受けた件数のうち、就業した実績件数。相談員 2 名体制である他県の実績数を参考とし、40 件を平成 31 年度の目標とします。

※ 2 現状値は、平成 25 年度の高等職業訓練促進給付金を受給して看護師等の資格を取得した者のうち常勤雇用された者の割合。現状値約 8 割を 1 割程度増やして、9 割とすることを平成 31 年度の目標とします。

② 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援などにより、安心

して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

【具体的な取組】

(幼児教育・保育サービスの充実)

- ・ 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に沿って、幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の総合的な推進を図ります。

(ひとり親家庭等日常生活支援事業)

- ・ ひとり親家庭等の母、父及び寡婦に対して、病気の時などに家庭生活支援員を派遣して家事や育児の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業について、必要となる家庭生活支援員の養成を行うとともに、市町と連携しながら拡充を図ります。

(ひとり親家庭情報交換会)

- ・ 孤立しがちなひとり親家庭の方同士が、悩みの相談や情報交換を行い、自立につなげる「ひとり親家庭情報交換会」の実施について、関係団体と連携して取り組みます。

(放課後児童クラブ利用料助成)

- ・ ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料を助成する市町の支援を行います。

(保育所・放課後児童クラブ優先入所)

- ・ 子育てと仕事との両立支援を図るため、市町の保育所や放課後児童クラブの優先入所を支援します。

(乳幼児訪問)

- ・ 市町の乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業等の実施を支援・促進し、支援の必要なひとり親家庭に対して、養育相談や助言を行う体制を整備します。

(公営住宅の優先入居)

- ・ ひとり親家庭が公営住宅に入居する際、当選倍率の優遇を行う制度を実施するとともに、市町における制度実施を働きかけます。

(母子生活支援施設)

- ・ 経済的に困窮している家庭や、DV等を受けていることにより子育てが困難となっている家庭を保護する母子生活支援施設との連携を図ります。

数値目標	現状値	平成27年度目標	平成31年度目標
ひとり親家庭等日常生活支援事業が実施された市町数	8市町	10市町	全市町

※現状値（平成26年度）においては、県事業として実施。市町への一部事業移管を進めることにより、全市町での事業実施を平成31年度の目標とします。

③ 子どもへの学習支援

ひとり親家庭の子どもたちは、親との死別や離別によって精神面や経済面で不安定な状況におかれることが多く、また、学習環境にも恵まれないことが多

いといわれています。関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望をもてる社会をめざします。

【具体的な取組】

(学習支援)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの学習支援について、実施する市町を支援します。また、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業等、他の学習支援事業とも調整を行いながら、実施の拡大を図っていきます。
- ・ 放課後子ども教室において、子どもたちに対する学習や様々な体験・交流活動の機会を提供できるよう、市町に対して支援を行います。

数値目標	現状値	平成 27 年度目標	平成 31 年度目標
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業実施市町数	2 市	4 市町	15 市町

※現状値（平成 26 年度）は、ひとり親家庭への学習支援ボランティア事業が実施された市数。福祉事務所単位で取り組む生活困窮者学習支援事業等と調整を図りながら、実施された市町数を平成 27 年度目標 4 市町から全市町数の過半数とすることを平成 31 年度の目標とします。

④ 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付などにより、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

【具体的な取組】

(児童扶養手当の支給)

- ・ 生活と自立支援のため、児童扶養手当の支給を所得に応じて行います。

(母子父子寡婦福祉資金の貸付)

- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度により、子どもの就学に必要な資金や生活に必要な資金等の貸付をひとり親家庭の母、父及び寡婦に対して行います。

(一人親家庭等医療費助成)

- ・ ひとり親家庭等の医療費の自己負担額の一部を助成する市町を支援します。

(養育費の確保)

- ・ 養育費の履行確保等を図るため、三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での弁護士相談や福祉事務所での相談を行います。

数値目標	現状値	平成31年度目標
養育費を受給している割合	45%	60%

※現状値は平成26年三重県ひとり親家庭等実態調査において、母子世帯で養育費の取り決めを行った方のうち、現に養育費を受給している方の割合。弁護士相談等を行う事により受給率を約6割とすることを平成31年度の目標とします。

⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

【具体的な取組】

(三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）での相談対応の強化)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ハローワークや各福祉事務所の母子・父子自立支援員等と連携して、就業相談や生活相談に応じます。また、同センターにおいて、利用者のニーズに対応するため、休日においても対応できる相談窓口の設置の整備を進めます。

(福祉事務所での相談対応の強化)

- ・ 福祉事務所の母子・父子自立支援員が、就労、生活などの支援に適切に対応できるよう、研修会を実施し、資質の向上に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援法に基づき福祉事務所に設置される相談窓口との連携を図ります。

(情報提供の充実)

- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）のホームページ、携帯電話サイト、市町等の広報誌、ラジオ等を活用して、情報が必要な方に届くように提供します。
- ・ 三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）や福祉事務所での積極的な情報提供を促進し、ひとり親家庭等が必要なサービスを確実に利用できるように努めます。

(関係団体との連携)

- ・ 民生委員・児童委員やNPO団体等とも連携して相談対応ができるよう、市町とともに取り組みます。

数値目標	現状値	平成 27 年度目標	平成 31 年度目標
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）相談件数	214 件 ※ 1	250 件	400 件
福祉事務所相談件数	8,180 件 ※ 2	8,500 件	10,000 件

※ 1 現状値は、平成 25 年度のひとり親家庭からの就労、生活等に関する相談件数。

相談員 2 名体制である他県の実績数を参考とし、平成 31 年度の目標を設定しています。

※ 2 現状値は、平成 25 年度のひとり親家庭からの就労、生活等に関する相談件数。ひとり親家庭が増加している状況をふまえて、平成 31 年度の目標を設定しています。

⑥ 父子家庭に対する支援の充実

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安解消を図ります。

【具体的な取組】

（父子家庭に対する相談対応の強化）

- 父子家庭に対する支援の強化として、父子家庭の抱える課題に適切に対応できるよう、各福祉事務所等の相談機関に対する研修を実施します。

三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、父子家庭からの相談に休日においても対応できる相談窓口の設置の整備を進めます。

（父子家庭に対する情報提供の強化）

- 平成 26 年 10 月の母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により、父子家庭への支援が拡充されたことをふまえ、父子家庭に対する支援施策の情報提供を積極的に行い、ひとり親家庭が必要なサービスを確実に利用できるように努めます。

（情報交換会への父子家庭の参加）

- 悩みの相談や情報交換を行う「ひとり親家庭情報交換会」に多くの父子家庭が参加できるよう、関係団体と連携して取り組みます。

数値目標	現状値	平成 27 年度目標	平成 31 年度目標
福祉事務所父子家庭相談件数	169 件	200 件	1,800 件

※現状値は、平成 25 年度の父子家庭からの福祉事務所への相談件数。三重県のひとり親家庭に占める父子世帯の割合約 18%を考慮し、母子世帯と同程度の相談件数となる事を平成 31 年度の目標とします。

7 計画の評価及び取組の見直し

計画を着実に推進し、取組を進めていくため、「計画→実行→評価→改善（P D C A）」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、効果的に取組を推進します。

(1) 取組の評価

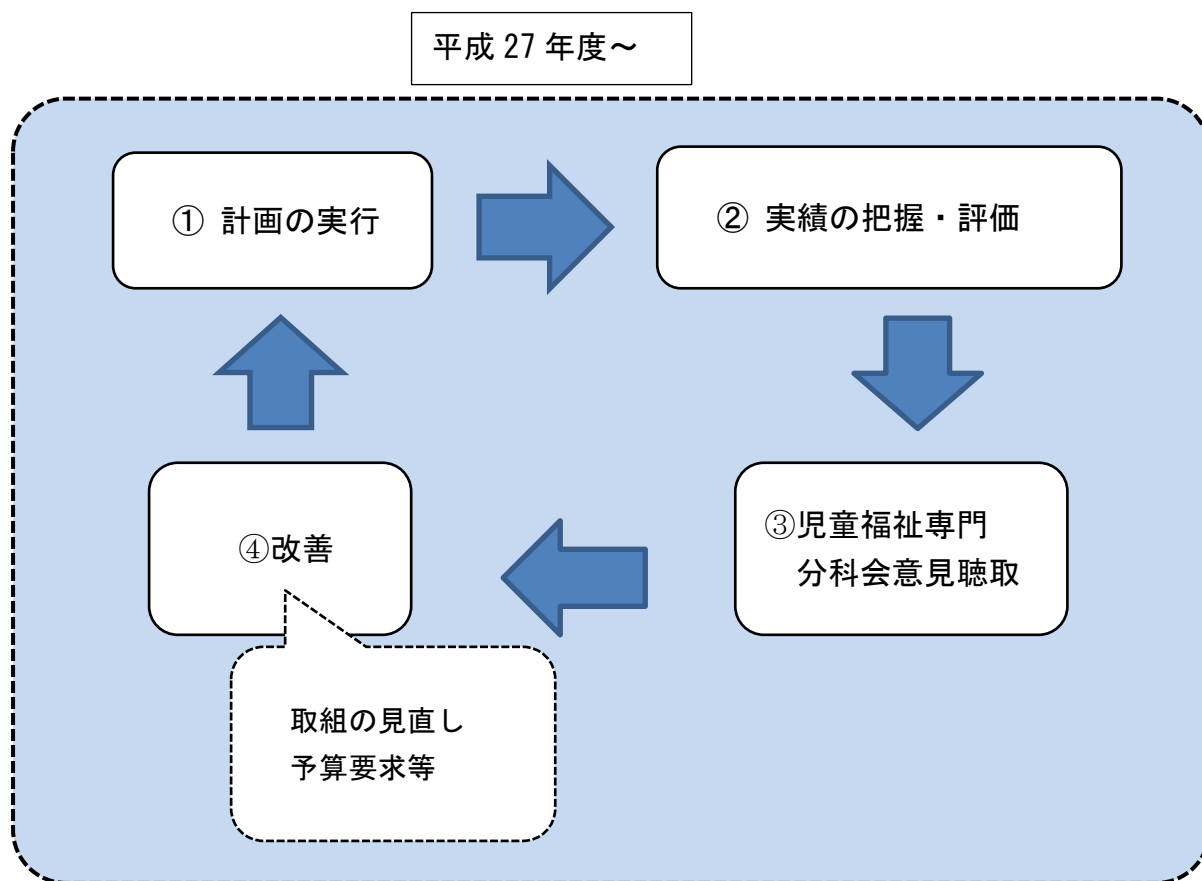
6つの取組の柱に記載した具体的な取組及び9つの数値目標に関する前年度の実績を集約し、毎年度ごとにおおむね6月頃を目途に評価します。（ただし、実態調査結果が数値目標となっているものは除きます。）

(2) 三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取

実績評価は、おおむね7月頃に社会福祉審議会児童福祉専門分科会に諮り、計画の進捗状況について意見をいただきます。

(3) 評価に基づく改善

実績評価や専門分科会でいただいた意見をふまえて、必要に応じて取組を見直します。



別 添

三重県ひとり親家庭等実態調査結果

1 ひとり親家庭等実態調査の実施

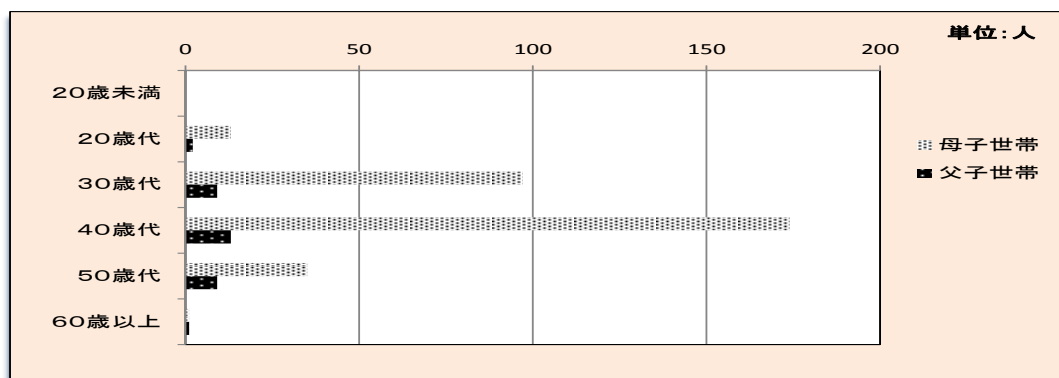
(1) 調査票の配付

平成 26 年 7 月 1 日時点で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、母子寡婦福祉資金を貸付中の方、児童扶養手当を受給中（県決定）の方及び母子寡婦福祉連合会会員から抽出した 1,016 名の方に「ひとり親家庭等実態調査票」を配付し、391 人の方から回答を得ました。（回収率 38.5%）

区分	配布数	回答数	回収率
母子家庭	865	320	37.0%
父子家庭	106	34	32.1%
寡婦	45	37	82.2%
計	1,016	391	38.5%

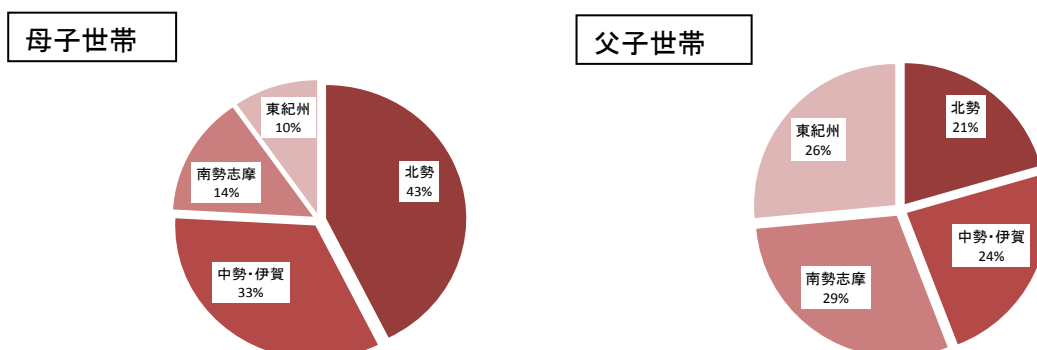
(2) 母子世帯及び父子世帯回答者の年齢

母子世帯及び父子世帯ともに、40 歳代が一番多く、次に 30 歳代でした。



(3) 母子世帯及び父子世帯回答者の居住地

回答者は、母子世帯は北勢が一番多く、父子世帯は南勢志摩が一番多くなりました。



- ※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
 中勢・伊賀：津市、名張市、伊賀市、
 南勢志摩：伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
 東紀州：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

2 ひとり親家庭等実態調査結果の概要

(1) 母子世帯・父子世帯

調査結果について、以下の7項目のとおり整理しました。

※ 表中の「全国」は、全国母子世帯等実態調査の結果（平成23年11月1日現在で、厚生労働省が国勢調査対象から無作為に母子世帯、父子世帯等を抽出し、2,311名からの回答について集計したものである。）です。

※ 表中の（ ）は、三重県にあっては、前回調査（平成21年度実施）の結果、全国にあっては、前回全国母子世帯等実態調査（平成18年度実施）の結果です。

① 就労等状況

世帯の収入				
三重県	母子世帯	200～250万円未満※ (247万円)	全国	母子世帯 291万円 (213万円)
	父子世帯	250～300万円未満※ (-)		父子世帯 455万円 (421万円)

※全体の中央に位置する中央値の階層

母又は父の就労収入				
三重県	母子世帯	150～200万円未満※ (月10万円～15万円未満)	全国	母子世帯 181万円 (171万円)
	父子世帯	200～250万円未満※ (-)		父子世帯 360万円 (398万円)

※全体の中央に位置する中央値の階層

就業状況				
三重県	母子世帯	81.6% (90.2%)	全国	母子世帯 80.6% (84.5%)
	父子世帯	100.0% (-)		父子世帯 91.3% (97.5%)

ひとり親世帯となったことを理由に転職			
三重県	母子世帯	有 61.4% 無 38.6%	全国
		(有 40% 無 60%)	母子世帯
			有 47.7% 無 45.9%
	父子世帯	有 28.6% 無 71.4%	父子世帯
		(—)	有 24.0% 無 70.0%

本県の母子世帯の世帯収入の中央値は「200～250万円未満」で、250万円未満が全体の過半数を占めました。また、母子世帯の就労収入については、中央値が「150～200万円未満」で、約6割が200万円未満でした。

父子世帯の世帯収入の中央値は「250～300万円未満」で、300万円未満が全体の過半数を占めました。また、父子世帯の就労収入の中央値は「200～250万円未満」で250万円未満が全体の過半数を占めました。

なお、本県のひとり親家庭の就業状況については、母子世帯においては、約80%と全国調査結果と同様の値となりました。父子世帯においては、全国調査結果より高い値です。

一方、ひとり親世帯となったことを理由に転職した割合は、母子世帯で約60%となり、全国調査結果の数値よりかなり高い値となりました。

② 住まいの状況

住まいの状況					
三重県	母子世帯	① 借家 31.0% (同居)	全国	母子世帯	① 借家 32.6% (持家)
		② 同居 28.8% (持家)			② 持家 29.8% (借家)
		③ 持家 16.6% (借家)			③ 公営住宅 18.1%
					(公営住宅)
	父子世帯	① 持家 55.9% (—)		父子世帯	① 持家 66.8% (持家)
		② 同居 35.3% (—)			② 借家 15.2% (同居)
		③ 借家 5.9% (—)			③ 同居 7.8% (借家)

住まいの状況では、本県の調査では、母子世帯は借家が一番多く、二番目に同居が多くなりましたが、全国調査結果では借家が一番多く、次いで持家となっています。

また、全国調査結果では、公営住宅が母子世帯で三位となっています。本県の調査では、母子世帯で四位(14.1%)となっています。

③ 養育費等の状況

養育費の取り決め率					
三重県	母子世帯	62.0%	全国	母子世帯	37.7%
		(46.6%)			(38.8%)
	父子世帯	6.3%		父子世帯	17.5%
		(—)			(15.5%)

養育費の受給状況					
三重県	母子世帯	受給中 44.8%	全国	母子世帯	受給中 19.7%
		(受給中 33.5%)			(受給中 19.0%)
	父子世帯	受給中 0.0%		父子世帯	受給中 4.1%
		(—)			(受給中 2.0%)

※養育費の取り決めをした方のうち、現在これを受給している方の割合。

面会交流の取り決め率					
三重県	母子世帯	34.2%	全国	母子世帯	23.4%
		(—)			(—)
	父子世帯	21.9%		父子世帯	16.3%
		(—)			(—)

面会交流の実施状況					
三重県	母子世帯	実施中 36.5%	全国	母子世帯	実施中 27.7%
		(—)			(—)
	父子世帯	実施中 21.1%		父子世帯	実施中 37.4%
		(—)			(—)

※面会交流の取り決めをした方のうち、現在これを実施している方の割合。

養育費の取り決め率及び受給状況は、母子世帯の場合、本県の調査では、全国調査結果よりかなり高い取り決め率、受給状況となっています。

また、面会交流の取り決め率及び実施状況についても、母子世帯の場合、本県の調査では全国調査結果より高い値となりました。

④ 子どもについての悩み

子どもについての悩み			
三重県	母子世帯	① 教育・進学 (-)	36.3%
		② しつけ (-)	16.8%
		③ 就職 (-)	13.8%
	父子世帯	① 教育・進学 (-)	32.7%
		② 特にな (-)	14.5%
		③ しつけ 就職 健康 食事・栄養 (-)	10.9% 10.9% 10.9% 10.9%
全国	母子世帯	① 教育・進学 (教育・進学	56.1% 56.4%)
		② しつけ (しつけ	15.6% 19.0%)
		③ 就職 (就職	7.2% 8.0%)
	父子世帯	① 教育・進学 (教育・進学	51.8% 50.6%)
		② しつけ (しつけ	16.5% 12.8%)
		③ 就職 (食事・栄養	9.3% 8.5%)

子どもについての悩みでは、本県、全国とも、母子世帯、父子世帯ともに、「教育・進学」が一位となりました。

母子世帯においては、二位「しつけ」三位「就職」と、本県も全国も同じ傾向です。

一方、父子世帯においては、本県において「健康」や「食事・栄養」等が三位、全国においては「食事・栄養」が四位となっており、父子家庭における特色ある悩みとなっています。

⑤ 相談

困ったときの相談相手等			
三重県	母子世帯	① 家族・親せき (友人・知人 39.3%)	45.6%
		② 友人・知人 (親族 34.5%)	34.1%
		③ 相談相手なし (相談相手なし 16.2%)	6.3%
	父子世帯	① 家族・親せき (-)	34.7%
		② 友人・知人 (-)	28.6%
		③ 相談相手なし (-)	24.5%
全国	母子世帯	相談相手あり (相談相手あり 76.9%)	80.4%
		相談相手なし (相談相手なし 23.1%)	19.6%
	父子世帯	相談相手あり (相談相手あり 59.4%)	56.3%
		相談相手なし (相談相手なし 40.6%)	43.7%

※三重県は2つまでの複数回答

父子世帯においては、母子世帯にくらべて「相談する相手がない」とする回答が多くなっています。また、全国においては、その割合は高くなっています。

⑥ 子どもの最終進学目標

子どもの最終進学目標							
三重県	母子世帯	大学・大学院	45.8%	全国	母子世帯	大学・大学院	38.5%
		(高校)	44.5%			(-)	
父子世帯	父子世帯	高校	52.9%	父子世帯	父子世帯	高校	37.4%
		(-)	(-)				

子どもの最終進学目標については、母子世帯では、本県、全国とともに「大学・大学院」が一位となっていますが、割合は、本県の方が全国より高くなりました。

父子世帯では、本県、全国ともに「高校」が一位となっています。

⑦ 充実が望まれる施策

充実が望まれる施策			
三重県	母子世帯	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実	24.3%
		(子どもの学費就学援助)	27.8%
		② 企業における子育てしやすい労働環境づくり	9.4%
		(日常生活支援事業)	18.6%
	父子世帯	③ 養育費の確保対策の充実	8.6%
		(就職情報提供事業)	11.9%
		⑧ 公営住宅の優先入居	8.5%
		(子どもの一時預かり制度)	8.8%
母子世帯	④ 母子寡婦福祉資金貸付金の充実	8.5%	
	(県営住宅入居事業)	7.1%	
	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実	28.8%	
	(-)	(-)	
父子世帯	② 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実	12.3%	
	(-)	(-)	
	③ 母子寡婦福祉資金貸付金の充実	9.6%	
	(-)	(-)	
父子世帯	④ 家事等の日常生活支援の充実	8.2%	
	結婚相談やあっせん	8.2%	
		(-)	(-)

充実が望まれる施策（本県のみ調査）としては、母子世帯、父子世帯ともに、「児童扶養手当等の経済的支援の充実」が一位となりました。

以下の項目については、差が僅差となりましたが、母子世帯では、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」「養育費の確保対策の充実」「公営住宅の優先入居」「母子寡婦福祉資金貸付金の充実」が、父子家庭では、「子どもに対する個別指導等の学習支援の充実」、「母子寡婦福祉資金貸付金の充実」「家事等の日常生活支援の充実」「結婚相談やあっせん」となっています。

(2) 寡婦

37 人の方から回答を得ました。(回収率 82.2%) 調査結果について、以下の4項目のとおり整理しました。なお、三重県の前回調査(平成21年度実施)及び全国母子世帯等実態調査で寡婦の結果はないため、比較分析は行っていません。

① 就労等状況

世帯の収入	
三重県	300～350万円未満※

※全体の中央に位置する中央値の階層

就労収入	
三重県	200～250万円未満※

※全体の中央に位置する中央値の階層

② 住まいの状況

住まいの状況	
三重県	① 持家 63.9%
	② 同居 13.9%
	③ 借家 11.1%

③ 自身の悩みや相談相手

自身の悩み	
三重県	① 自分の健康 29.4%
	② 家計 23.5%
	③ 特にない 14.7%

相談相手	
三重県	① 家族・親せき 53.1%
	② 友人・知人 36.7%
	③ 相談する人がない 8.2%

④ 充実が望まれる施策

充実が望まれる施策		
三重県	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実	14.1%
	① 企業における子育てしやすい労働環境づくり	14.1%
	① 保育サービスや放課後児童クラブの充実	14.1%

(3)自由記述意見

実態調査で回答がありました主な自由記述意見は、下記のとおりです。

(支援策情報)

- ・ 離婚したときに感じたのは、就学支援や福祉の手当の情報などが離婚経験した友人から聞かなければ、情報が入らないことの不便さ。子どもがいる家庭が離婚した時、「色々な支援がありますよ」といったパンフレットがあれば、「知らなかった」ということが後でなかったと思います。
- ・ 支援に対する情報を全くと言っていいほど知らなかった。市役所で手続きする時に教えてほしかった。

(支援制度)

- ・ 母子家庭に比べ、父子家庭に対する支援がきびしいと考えざるを得ません。父子家庭に対する支援の充実を希望します。
- ・ 児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付金で大変お世話になりました。ありがたい制度だと感謝しています。
- ・ 30歳～40歳代のパート・契約社員従業者の希望者には、身分保障のある正規職員・正社員とする採用制度をお願いします。
- ・ 孤立した母子家庭と地域をつなぐ手伝いをしてもらいたい。民生委員さんはじめ、いざという時に助けてくれそうな方、頼れる方が近くにいれば安心です。

(子どもの教育)

- ・ 児童扶養手当が18歳までしか受給できないため、大学への進学がとても苦しいです。
- ・ 子どもが小中学校時代には塾代が経済的に重くのしかかりました。就学援助の充実を強く望みます。また、大学へ行かせてやりたくても、難しい現実を目の当たりにさせられました。

(仕事と子育ての両立)

- ・ 母子家庭・父子家庭は本当に大変です。子どものこと、家のこと、仕事をすべてきちんとしてしまうと、体がひとつでは足りないと思うことがあります。
- ・ ひとり親家庭の生活は、時間、お金に余裕はなく、子どもと接する時間もほとんどありません。家庭を充実させようとする、収入は少なく、生活は成り立たない。仕事を充実させようとする、ストレスがたまり、子どもと接することができず、生活がうまくいかない。

(その他)

- ・ 養育費は裁判をして差押えをするまでのこともしたし、支払いを続けてもらえるよう努力をしましたが、数年間所在不明で、現在も未払いが続いています。
- ・ 多くの公営住宅は古く、せまく、汚い感じが見受けられ、新しい住宅はなかなか空きがなく、入居できない。
- ・ 養育と介護の両立をしている人たちが増えています。こうしたことに対する相談窓口がほしい。